

# 八尾市通学路等交通安全プログラム

～こどもの移動経路における交通安全の確保に関する取組の方針～



八尾市通学路安全対策推進会議

八尾市未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保に関する対策推進会議

## 1. プログラムの目的

平成 24 年、京都府亀岡市の事故をはじめとして、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 5 月に「通学路安全対策連絡会議」を立ち上げ、市内の全 29 小学校区で緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について、関係機関で協議し、対策を進めてきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を推進していくため、このたび、関係機関の連携強化および体制を構築するため、「八尾市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

また、令和元年 5 月 8 日に大津市で発生した園児の死亡事故を受けて、「八尾市未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保に関する対策推進会議」が設置され、未就学児童が安全に集団移動できる経路の安全確保に向けた取組を進めてきました。

今後は、「八尾市通学路安全対策推進会議」と「八尾市未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保に関する対策推進会議」が連携し、本プログラムにおいて総合的にこどもの移動経路（「通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路」）における交通安全の確保に向けた取組を進めていくため、「八尾市通学路等交通安全プログラム」と名称を改め、一部内容を改訂しました。

## 2. 通学路安全対策推進会議

関係機関と連携し、重点的な安全対策を推進するため、通学路安全対策推進会議（以下、「通学路推進会議」という。）において、以下の構成委員により本プログラムの内容を議論し、策定します。

通学路推進会議は交通安全対策を着実に推進するため通学路の安全確保に関する情報共有、合同点検の実施、対策の検討などを行います。

### <通学路推進会議（構成委員）>

区分	団体・機関等
学校関係	八尾市校長会
国	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所事業対策官
大阪府	大阪府八尾警察署交通課長 大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長
八尾市	八尾市教育委員会事務局教育監 八尾市教育委員会事務局学校教育推進課長 八尾市こども若者部保育・こども園課長 八尾市都市整備部都市交通課長 八尾市都市整備部都市基盤整備課長 八尾市都市整備部土木管財課長 八尾市都市整備部土木建設課長 八尾市都市整備部土木管理事務所長

### 3. 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保に関する対策推進会議

関係機関と連携し、重点的な安全対策を推進するため、未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保に関する対策推進会議（以下、「未就学児移動経路推進会議」という。）において、以下の構成委員により本プログラムの内容を議論し、策定します。

＜未就学児移動経路推進会議（構成委員）＞

区分	団体・機関等
国	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所事業対策官
大阪府	大阪府八尾警察署交通課長 大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長
八尾市	八尾市健康福祉部福祉指導監査課長 八尾市健康福祉部障害福祉課長 八尾市こども若者部こども施設運営課長 八尾市こども若者部保育・こども園課長 八尾市都市整備部都市交通課長 八尾市都市整備部都市基盤整備課長 八尾市都市整備部土木管財課長 八尾市都市整備部土木建設課長 八尾市都市整備部土木管理事務所長

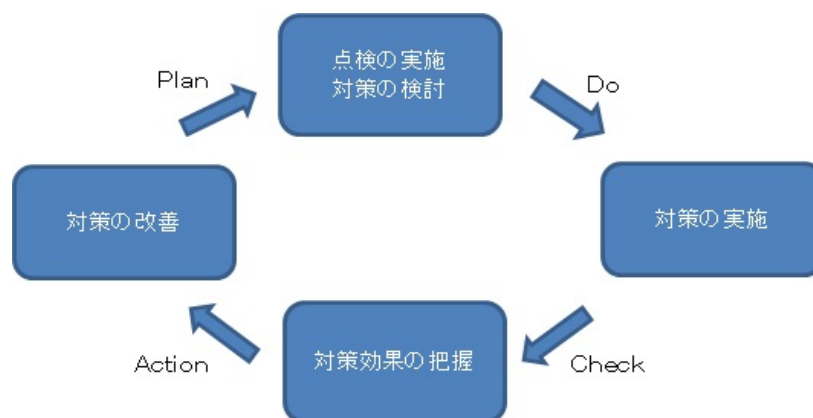
### 4. 取組方針

#### ●通学路推進会議

##### （1）基本的な考え方

通学路の安全確保を図るため、合同点検を継続して実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行うなど、これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

＜通学路安全確保のPDCAサイクル＞



## (2) 定期的な合同点検

### ア 各小学校区における通学路安全点検

各小学校区において、定期的な合同点検を実施し交通危険箇所を抽出します。

### イ 合同点検（箇所選定）

各小学校から抽出箇所のうち、合同点検が必要な箇所を通学路推進会議において決定します。

### ウ 合同点検（実施内容） 【関係者全員】

各小学校区において、教育委員会、道路管理者、警察が参加する合同点検を実施します。

必要に応じ、学校関係者や保護者、地域の方々の参加協力を得て合同点検を実施します。

## (3) 対策の検討(Plan) 【通学路推進会議（部会）】

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や安全教育のようなソフト対策などを検討します。

その際、対策の実施が円滑に進むよう、各小学校の点検結果や対策内容の一覧表を作成し、関係者間で情報共有を図ります。

## (4) 対策の実施 (Do) 【各担当部署】

それぞれの対策について、各担当部署で検討した対策案を踏まえて、関係者間で連携を図り、早期に安全対策に取り組みます。

## (5) 対策効果の把握(Check) 【教育委員会・各担当部署】

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、学校関係者への聞き取りや、児童生徒等へのアンケート調査の実施のほか、以下に示すような検証方法についても適宜取り入れ、多様な効果検証に努めます。

## (6) 対策の改善・充実(Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## ●未就学児移動経路推進会議

### (1) 基本的な考え方

未就学児の移動経路の安全確保を図るため、各園からの集団移動経路の確認や危険箇所の報告を踏まえ、各担当部署との合同点検の実施と交通安全対策の実施により、未就学児の移動経路の安全性の向上を図っていきます。

## (2) 実施内容

### ① 対象施設による危険箇所の抽出

対象施設において、前記(1)の実施対象の点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所(以下「危険箇所」という。)を抽出して以下の3類型に分類した上で、指定様式(対象施設から所管機関に対する報告)により、所管機関に報告する。

#### 【類型】

##### ○第1類型

集団移動経路等の変更など対象施設において単独で対応できる箇所

##### ○第2類型

「通学路における緊急合同点検」(「通学路の交通安全の確保の徹底について」(平成24年5月30日文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知)により実施依頼したもの)において既に危険箇所として抽出されている箇所で、対策の実施が予定されている箇所

##### ○第3類型

第1類型及び第2類型以外の危険箇所

### ② 合同点検の実施及び交通安全対策が必要な箇所の抽出

### ③ 対策案の作成・提出、合同点検等の実施結果の報告

ア 対策案の作成・提出

イ 合同点検等の実施結果の報告

### ④ 交通安全対策の実施

### ⑤ 交通安全対策の実施状況の報告

## 5. 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

小学校区ごとの合同点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、随時、各担当部署のホームページなどで公表します。

## 附 則

1. 平成28年2月 制定

1. 平成28年9月 機構改革等による一部改訂

1. 平成29年1月 別紙1・別紙2に一部追記

1. 平成30年7月 別紙1・別紙2に一部追記

1. 平成31年1月 別紙1・別紙2に一部追記

1. 令和元年7月 別紙1・別紙2に一部追記

1. 令和元年12月 別紙1・別紙2に一部追記

1. 令和2年6月 別紙1・別紙2に一部追記

1. 令和2年11月 別紙1・別紙2に一部追記

1. 令和3年4月 「八尾市未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保に関する対策推進会議」との連携による一部改訂

1. 令和3年7月 機構改革等による一部改訂

1. 令和3年12月 別紙1・別紙2に一部追記

1. 令和4年11月 通学路安全対策推進会議の構成委員追加による一部改訂  
別紙1・別紙2に一部追記
1. 令和5年8月 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保に関する  
対策推進会議の構成委員削除による一部改訂  
別紙1・別紙2に一部追記